

# 愛知県黒塗公用車の検証(平成23年11・12月の実績を基準に)

名古屋市民オンブズマン  
担当:・タイアップG 柴田 孝介

名古屋市民オンブズマンは愛知県財産管理課が管理する黒塗公用車の平成23年11月12月分の集中管理車等実績票610枚の公開を求め、その内容を分析した。以下はその分析結果と内容に対するコメントである。

## 1 愛知県黒塗公用車の現状

愛知県にはかつて各部署ごとに黒塗車が配置されていたが、数年前からこれを統合し財産管理課が管理するようになり黒塗公用車は現在20両ある。各車の車両番号車種などは以下の表に示されている。

このうち5両は知事副知事の専用車で残り15両(内3両はワゴン車)は原則課長以上の職員が配車申請して使用出来るという。

運転士は正職員が10名、嘱託職員が10名で、嘱託の中には退職後の再雇用嘱託職員2名を含む。嘱託職員には週間勤務時間30時間という制限がある。

## 2 黒塗車の稼働状況 (表1.)

### ①知事車以外は保持の必要はない。

知事車は稼働率も高く警備上の理由もあって保有には県民の理解も得られると思う。反面副知事車4両は稼働率も低く保有の必要はない。特に専用車としてレクサスをそろえ通勤に使用していることは特権意識の象徴といわれても致し方ない。\*1\*2

### ②出庫率と出庫しなかった日数

出庫率が62~63%ということは、勤務時間の38%は仕事がないということで、雇用状態として異常である。\*3 普通車12両は出庫しない日が平均14日もある。出庫が最も多い日でも出庫10台で全車が出払うということはない、少なくとも2両は車庫に眠っている。

この2ヶ月で週日に1台も出庫しない日が5日ある。出庫率と併せて常に車両が余っていることのあらわれである。

表 1 各車の出庫日数と出庫率

使 途	号車番号	車両番号	車種	11月 出庫 日数	出庫率 (出勤日 20日)	12月 出庫 日数	出庫率 (出勤日 20日)	二ヶ月で 出庫しな かった日数
知事車	03号	303す8405	センチュリー	20	100	18	90	2
副知事車1	04号	303た7968	レクサス *2	22	110	13	65	5 *1
副知事車2	05号	303た7969	レクサス *2	17	85	13	65	10 *1
副知事車3	06号	303ふ8062	レクサス *2	15	75	8	40	17 *1
副知事車4	08号	303も6761	レクサス *2	17	85	11	55	12 *1
専用車集計	5両			91	91	63	63.0 *3	46
普通車	09号	300さ3959	クラウンRS	10	50	12	60	18
普通車	10号	75せ5359	クラウンSS	12	60	15	75	13
普通車	11号	74せ5872	クラウンSS	13	65	15	75	12
普通車	12号	75そ729	クラウンSS	19	95	18	90	3
普通車	13号	35た5969	クラウンRS	11	55	8	40	21
普通車	15号	35ち3197	クラウンRS	15	75	16	80	9
普通車	16号	74る815	クラウンSDX	14	70	14	70	12
普通車	17号	75ひ2804	クラウンSDX	12	60	15	75	13
普通車	18号	300つ210	クラウンCNG	12	60	4	20	24
普通車	19号	300つ3082	クラウンCNG	15	75	4	20	21
普通車	20号	500す4888	クラウンSDX	15	75	16	80	9
普通車	21号	75の6643	クラウンSDX	13	65	13	65	14
普通車集計	12両			161	67.08333	150	62.5 *3	169
ワゴン	31号	302せ6245	エステイマHB	11	55	11	55	18
ワゴン	32号	302せ6247	エステイマHB	16	80	13	65	11
ワゴン	33号	302せ6250	エステイマHB	18	90	13	65	9
ワゴン車集計	3両			45	75	37	61.6666667	38
合 計	20両			297	74.25	250	62.5 *3	253

## 3. 黒塗車の運行を外部委託する利点

黒塗車の運行外部委託には重大な関心があるのはわれわれだけであるまい。、しかし委託契約の見積もりは困難なので、ここでは黒塗車の運行をタクシー或いはハイヤーに置換した場合の料金を計算した。

料金換算は名鉄タクシー(株)のタクシー253m/¥80 ハイヤー15km¥6,150によった。

### ①全部タクシー化すると

全黒塗車の1ヶ月走行をタクシー化した時の料金は約570万円である。\*1

運転士の人件費を県職員の平均年収 742. 2万円(県HPによる)として計算すると  $742.3 / 12 \times 20 = 1237$  で

運転士20名の月当たり人件費は 1, 237万円となる。

従って タクシー料金と運転士人件費の比率は  $570 / 1237 = 0. 46$

となりタクシー化の料金は運転士人件費の 46% ですむ。

### ②普通車だけタクシー化すると

普通車12両だけをタクシー利用に切り替えても上記①同様の計算で

運転士 人件費 742万円 対 タクシー料金297万円(\*2)だから  $297 / 742 = 0. 40$

となりタクシー化による費用は運転士人件費の 40% ですむ。

### ③さらに換算の留意点

黒塗車は常に往復運行であるがタクシーは乗り捨てが可能である。委託契約しておけば常時指定場所への待機

が可能で車到着間待ちの不安はない。

この金額比較は運転士人件費だけを考えた場合である。黒塗車運用ではこの他の経費として車両の購入費、整

備費、諸税を含む車両費、燃料費、担当者の人件費を含む管理費などが加算されねばならない。  
 \*ハイヤー利用時はタクシーの約1.3倍である。

表 2 タクシー&ハイヤー料金に換算

使 途	号車番号	車両番号	車種	2ヶ月合計 走行距離 km	1月当たり 走行距離 km	1ヶ月走行を タクシー料金に 換算	1ヶ月走行を ハイヤー料金に 換算
知事車	03号	303す8405	センチュリー	1,766	883	¥279,209	¥362,030
副知事車1	04号	303た7968	レクサス	2,229	1,115	¥352,411	¥456,945
副知事車2	05号	303た7969	レクサス	1,332	666	¥210,593	¥273,060
副知事車3	06号	303ふ8062	レクサス	1,110	555	¥175,494	¥227,550
副知事車4	08号	303も6761	レクサス	2,880	1,440	¥455,336	¥590,400
専用車集計	5両			9,317	4,659	¥1,473,043	¥1,909,985
普通車	09号	300さ3959	クラウンRS	1,821	911	¥287,905	¥373,305
普通車	10号	75せ5359	クラウンSS	2,078	1,039	¥328,538	¥425,990
普通車	11号	74せ5872	クラウンSS	1,367	684	¥216,126	¥280,235
普通車	12号	75そ729	クラウンSS	2,946	1,473	¥465,771	¥603,930
普通車	13号	35た5969	クラウンRS	1,000	500	¥158,103	¥205,000
普通車	15号	35ち3197	クラウンRS	2,981	1,491	¥471,304	¥611,105
普通車	16号	74る815	クラウンSDX	1,297	649	¥205,059	¥265,885
普通車	17号	75ひ2804	クラウンSDX	1,321	661	¥208,854	¥270,805
普通車	18号	300つ210	クラウンCNG	576	288	¥91,067	¥118,080
普通車	19号	300つ3082	クラウンCNG	255	128	¥40,316	¥52,275
普通車	20号	500す4888	クラウンSDX	1,644	822	¥259,921	¥337,020
普通車	21号	75の6643	クラウンSDX	1,475	738	¥233,202	¥302,375
普通車集計	12両			18,761	9,381	¥2,966,166	¥3,846,005
ワゴン	31号	302せ6245	エステイマHB	1,990	995	¥314,625	¥407,950
ワゴン	32号	302せ6247	エステイマHB	2,738	1,369	¥432,885	¥561,290
ワゴン	33号	302せ6250	エステイマHB	3,263	1,632	¥515,889	¥668,915
ワゴン車集計	3両			7,991	3,996	¥1,263,399	¥1,638,155
合 計	20両			36,069	18,035	¥5,702,609	¥7,394,145

\*料金換算は名鉄タクシーによるタクシー253m/¥80 ハイヤー15km¥6,150で計算 \*3

4. 県黒塗車は遠距離走行が多いか

文書開示時に担当者から県の黒塗車は県内への長距離走行が多いため保持が必要という発言があった。そこで全車の名古屋市外(豊橋の08号は豊橋市外)への走行を拾ったが全体の市外行き率は46.6%(\*1)、普通車では50.7%(\*2)、ワゴン車は54.1%(\*3)で特に高い市外出走率とは考えられない。また、普通車の月間平均走行距離782kmは例えば名古屋市の約400kmに比しやや多いとはいえ、特に黒塗車を常備する理由までとは理解出来ない。

表 3 市外走行率

使 途	号車番号	車両番号	車種	11月			12月		
				市外行 日数	出庫 日数	市外率	市外行 日数	出庫 日数	市外率
知事車	03号	303す8405	センチュリー	5	20	25	5	18	27.77778
副知事車1	04号	303た7968	レクサス	7	22	31.8181818	3	13	23.07692
副知事車2	05号	303た7969	レクサス	4	17	23.5294118	2	13	15.38462
副知事車3	06号	303ふ8062	レクサス	3	15	20	1	8	12.5
副知事車4	08号	303も6761	レクサス	12	17	70.5882353	7	11	63.63636
専用車集計	5両			31	91	34.0659341	18	63	28.57143
普通車	09号	300さ3959	クラウンRS	4	10	40	9	12	75
普通車	10号	75せ5359	クラウンSS	6	12	50	10	15	66.66667
普通車	11号	74せ5872	クラウンSS	8	13	61.5384615	8	15	53.33333
普通車	12号	75そ729	クラウンSS	10	19	52.6315789	12	18	66.66667
普通車	13号	35た5969	クラウンRS	5	11	45.4545455	4	8	50
普通車	15号	35ち3197	クラウンRS	9	15	60	11	16	68.75
普通車	16号	74る815	クラウンSDX	7	14	50	8	14	57.14286
普通車	17号	75ひ2804	クラウンSDX	7	12	58.3333333	8	15	53.33333
普通車	18号	300つ210	クラウンCNG	4	12	33.3333333	2	4	50
普通車	19号	300つ3082	クラウンCNG	1	15	6.6666667	2	4	50
普通車	20号	500す4888	クラウンSDX	5	15	33.3333333	9	16	56.25
普通車	21号	75の6643	クラウンSDX	7	13	53.8461538	7	13	53.84615
普通車集計	12両			104	252	41.2698413	108	213	50.7*2
ワゴン	31号	302せ6245	エステイマHB	8	11	72.7272727	5	11	45.45455
ワゴン	32号	302せ6247	エステイマHB	10	16	62.5	6	13	46.15385
ワゴン	33号	302せ6250	エステイマHB	16	18	88.8888889	9	13	69.23077
ワゴン車集計	3両			34	45	75.5555556	20	37	54.1*3
合 計	20両			169	388	43.556701	146	313	46.6*1

\*副知事車2 05号 送迎と思われる長久手行きを除く  
 \*副知事車3 06号 送迎と思われる光が丘行きを除く  
 \*副知事車4 08号 送迎と思われる豊橋市内を除く

5. 使用者の集計

開示時の説明では黒塗車の使用者は課長以上とのことであるが、実績票使用者欄を集計すると表4のように「その他」が20.5%(\*1)使用している。そしてほぼ三役に独占されている専用車を除くと「その他」が30.2%(\*2)になる。30%の使用率は「原則課長以上」を明らかに逸脱している。使用者は「課長以上」の原則は幻想であって実情は「誰でも」であろう。

民間では平社員はおろか部長級でも運転士付きの黒塗車で動いていたら嘲笑される。

150両の黒塗車を部長以下が100%乗り回している愛知県の現状はまさに裸の王様と言えよう。

表4-1 使用者の内約(専用車を含む20両)

	計	比率
三役等	197	32.24223
部局長	122	19.96727
部次長級	68	11.1293
課長級	99	16.20295
その他	125	20.5 *1
計	611	100

表4-2 使用者の内約(専用車除く15両)

	計	比率
部局長	122	29.468599
部次長級	68	16.4251208
課長級	99	23.9130435
その他	125	30.2 *2
計	414	100

#### \*コメント

そもそも黒塗車は必要か？ かつては官公庁や企業では運転士付き黒塗車を抱えて幹部の送迎や外出、或いは来賓の送迎に使用していた。当時黒塗車は地位や権威のシンボリックな存在でもあった。また昭和30年前後には自動車運転は特殊技術とされ手当の対象ともなっていた。

しかし昭和も40年を超える頃からマイカーの普及とともに運転免許証の所持は次第に常識化し、また一般企業では原価意識の向上とともに黒塗車の廃止が進み、現在ではごく一部の大企業が幹部用に保持しているにすぎないし、その主な理由は警備上の必要であるという。

廃止の好例がかってほとんどの銀行支店にあった店長用黒塗車で、現状では皆無と言えるのである。

ところが例外は官公庁である。すでに中小都市では市長車の廃止乃至外部委託などに進んでいる向きもあるが、

主要官庁、都道府県や政令市では依然として多数の黒塗車を公用車として保持している。

愛知県も例外ではない。ここに実態を解明して、県当局が納税者である県民に対する公僕意識を回復し時勢に

即応して黒塗車の廃止を決断するよう求めるものである。